

高知県教育委員会 会議録

令和7年1月定例委員会

場所：教育委員会室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和7年1月14日(火) 13:30

閉会 令和7年1月14日(火) 14:18

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	池 康晴
	教育委員	小田 通
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	小笠原直樹
〃	教育次長	濱川 智明
〃	参事兼教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	岡本 健
〃	生涯学習課長	原 貴 (付議第1号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	森田 雄一
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	小松 名奈 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	1月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第4号は、個人の情報を含む議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第4号を非公開の取扱いとする。

【付議第1号 高知県読書バリアフリー計画の策定に関する議案 (生涯学習課)】

○生涯学習課長 説明

○質疑

教育長	一度説明のうえご意見をいただいて、パブリックコメントをしたあとのものか。
-----	--------------------------------------

事務局	そうである。
教育長	資料 13 ページにある、現状値の年間製作数が 434 で、目標値として 400 というのは問題ないのか。
事務局	知事部局の障害福祉課が担当となっているもので、製作する方々が高齢化しているため、まずは維持ということで目標値が設定されている。
教育長	令和 5 年度は 434 の製作数があったが、これを基本的に維持するということか。400 は維持していきたいという目標値になっているということか。
事務局	そうである。
教育長	バリアフリー図書製作ボランティア登録者数のうち「点訳」も、現時点で 104 人だが、これも維持していくということか。
事務局	そうである。
弥勒委員	通常の図書はどのくらいあるのか。何十万という単位になるか。
事務局	7 ページの中ほどに、声と点字の図書館のサービスとして、バリアフリー図書の所蔵状況を記載している。点字図書は約 12,600 タイトル、録音図書は約 18,000 タイトルが所蔵されている。
教育次長	弥勒委員が仰っているのは、オーテピア全体の一般図書のことである。
事務局	160 万程度である。
弥勒委員	視覚障害の方への図書のバリアフリー化が主な目的ということだが、それが可能となっているのは 160 万冊に対して、どのくらいの割合になるのか。全体の蔵書に対して、視覚障害者のある方がどのくらいの割合までアクセスできるかお伺いしたい。
教育次長	補足をすると、複合施設であるオーテピアにある声と点字の図書館は福祉施設であり、高知市が障害福祉サービスの一環で運営している。大前提として、公立図書館である高知市民図書館と県立図書館からなるオーテピア高知図書館とは組織が分かれている。そのうえで、声と点字の図書館では障害福祉サービスとして点字図書と録音図書を提供してきた。その他、オーテピア高知図書館と連携し、ボランティアの方に協力いただいて一般

	<p>図書を音読するサービスも別途提供している。先ほど申し上げたオーテピア図書館の160万冊に対して、点字図書と録音図書併せて約3万冊であるため、大きな差があるのは事実である。</p>
弥勒委員	<p>現状を確認させていただきたかった。つまり、2%くらいということか。</p>
教育次長	<p>それぞれ別々に蔵書があるが、声と点字図書館で言えば、そのような状況である。</p>
弥勒委員	<p>先ほど説明があった400というのは、年間で増やしていくということか。</p>
事務局	<p>そうである。</p>
弥勒委員	<p>対策としては、音声にするか、点字にするかという2つの方法があるということか。両方ということか。</p>
事務局	<p>基本的には、その2つである。今は、ミックスしたのも出てきているが、基本的には点字もしくは音声が必要な流れである。</p>
弥勒委員	<p>先ほど、人手がかかると言っていたが、両方ともかかるのか。</p>
事務局	<p>今のところそうである。AI等を使った音声訳も可能であるが、今のところ、ボランティアの方に頼って、こういった点字図書や録音図書を作成している現状である。</p>
弥勒委員	<p>承知した。私が申し上げたかったのは、まさにそのことで、進んでいる技術があるため、もっと、人手を介さずにスピードアップできるのではないかと思った。点字の方はよく分からないが、少なくとも音声に変えるのは、おそらく今の技術でも十分可能であると思う。そういったこともこれから計画の中に入れていくということか。そこまで決まっているわけではないと思うが、近い将来そういう方向に行くだろうということか。</p>
事務局	<p>そういったことが、検討されていくであろうということは考えている。国においても読書バリアフリーについて同様の協議会が開催されており、当事者団体含め委員などから様々な意見が出されているため、徐々にそういったものを活用することは、まさにこれからであろうと考えている。</p>
弥勒委員	<p>あるいは、スマートグラスみたいなものを着用して、本を開いたらそれを音声で読んでくれるようなことも、おそらく世の中で実現しているのだと思う。</p>

事務局	<p>国の議論の内容としては、電子書籍がかなり普及している。アメリカでは、Amazonで発行されている書籍は、視覚障害者にも対応したようなそのまま音声翻訳をされていくような形になっている。ただ、日本ではまだまだ限定的なところがあるため、閲覧ソフトや電子書籍の規格自体を、アクセシブルなカタチにしていくということについて、国で意見が交わされているところであり、今後徐々に進んでいくのではなかろうかと考えている。</p>
弥勒委員	<p>承知した。</p>
池委員	<p>県立図書館と高知市民図書館が合併するにあたって、高知市役所の横（高知市民図書館内）にあった点字図書館を、何度か見に行った。その際に、1冊の本を点字にすると、本棚横1列が埋まるくらい場所をとるという話を聞いた。オーテピアに移って施設的な広さとしては十分なのか。点字図書も、何冊も置けないような状態であったと思う。それもあって、400という数字も、無理ができない部分なのではと思った。ただ、バリアフリーはとても大事な要素だと思うため、今後もこの数を減らさないように、できるだけ障害のある方が自由に本を読めるような環境づくりを続けていきたい。</p> <p>オーテピアが開館し、施設的な面が以前よりも充実できているのかどうかをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>正確な把握はできていないが、オーテピア高知図書館の蔵書も声と点字図書館の蔵書も、適切に保管・管理ができるような設計をされていると理解している。当時の状況は分からないが、体積をとることは事実であるので、一定の書庫スペースは確保されていると考えている。今回も特段困っているということは聞いていない。</p>
町田委員	<p>バリアフリー図書を製作する方は、高齢化しているということだが、完全にボランティアなのか、仕事として成り立っているのかをお聞きしたい。</p>
事務局	<p>有償の方はいらっしゃるが、基本的にはボランティアであり、給与という形ではない。</p>
町田委員	<p>人材確保が難しいとのことだが、予算をつけることは難しいのか。ボランティアに頼るとなると人材確保は難しいと思う。</p>
事務局	<p>全国的にほぼ同様の状況だと理解をしている。障害福祉施策として今ま</p>

	<p>で取り組んできた部分になるため、現状は有償ボランティアなどに頼りながら進めている。サピエ図書館という全国的な視覚障害者団体が運営しているインターネット上の図書館があり、録音図書については、そちらにかなりのデータが登録されている状況である。</p>
町田委員	<p>地域の活動もそうだが、社会的に必要なものであるのに現場はボランティアが多いというイメージがあり、気になったため聞かせていただいた。</p>
教育長	<p>ボランティア頼みになっているという点は、今後改善に向けて検討していかないといけない。</p>
町田委員	<p>地域の活動もそうであるし、金額の問題はあると思うが、しっかり仕事にしていけたら良いと思う。箱は作ったけれど、実際広げていくのはボランティアということは少し都合が良すぎるかと思う。</p>
教育長	<p>教育委員会だけの問題ではないだろうが、知事部局の方にも投げかけていかないといけないと思う。真に必要なものをボランティアにお願いすることだけではいけないと思う。また今後協議をしていく。</p>
事務局	<p>教育委員会でご意見頂いたことについて、しっかり伝えていきたい。</p>
小田委員	<p>資料 35 ページのパブリックコメントにあるコーディネーターの配置について、計画の基本方針2にある【つなぐ】という意味で、そういった存在は非常に大事だと思う。もし、つなぐ存在がないとして、障害のある方が独自で検索したり、つないで頂けるシステム等は用意されているのか。</p>
事務局	<p>コーディネーターは重要な役割であると承知している。今回この計画を検討するにあたり、特に視覚障害者の委員から、重ねて要望があったところである。今回この策定を進める中で判明したこととして、オーテピア高知図書館と、声と点字の図書館は、一定の専門性を備えた職員を配置しているため、コーディネーター的役割もできるが、市町村立図書館については、まだまだこれからであり、何をしたら良いのかが整理されていないと、コーディネーターがいたとしても、どのような活動をしたら良いのかわからないというような状況である。まずは、市町村立図書館等の職員の研修を行うということで読書バリアフリーについて理解を深めていただきたいということである。</p> <p>次に、分からないときに検索したり繋ぐシステムがあるのかについては、例えば、声と点字の図書館に来ていただいた方は、そういったところも含めて教えたりすることがある。また、障害の程度にもよるが、iPh</p>

	<p>one等はバリアフリーに対応して音声で案内してくれるような機能が備わっているようである。そういった機器の操作方法の指導については、これも障害福祉課の取組になるが、ルミエールサロンというものがあり、視覚障害者の生活訓練支援の中で、そういった取組もしている。</p>
小田委員	<p>当面、コーディネーターという役割は、市町村でいうと図書館に配置されている職員が担っていくということか。</p>
事務局	<p>まだおそらくコーディネーターの役割は難しいと思う。ただ、実際に読書バリアフリーサービスを提供する中でそういったノウハウを蓄えていただき、将来的に地域の実情に応じて実施されていくのではないかと思います。また、市町村立図書館の場合であると、市町村の福祉部署と連携してそういったサービスを提供する、もしくは、今後の状況によっては、ヘルパーの方とも協力しながら進めていくことになろうかと考えている。</p>
小田委員	<p>オーテピアは大きい施設であるが、市町村になると人でもハード面でも厳しい環境があるのではないかと想像する。その辺りは、情報として掴まれているのか。</p>
事務局	<p>資料の8ページに市町村立図書館等における現状と課題を記載している。小田委員からお話のあった状況については、一段落目のとおり、令和4年の情報によると、実際に専任の職員が配置されているのは県内34市町村のうち11市町村で、そのうち高知市を除く10市町村での多くは、配置人数が1人または2人ということであり、確かに体制は十分ではない。ただ、現場ではこういった形で、地域の方に図書館サービスを提供しているため、その中でバリアフリーサービスについても理解を深めていただき、実際に提供していただく中で取組を充実していく。その中で、コーディネーター的なサービスも必要になってくることが見えてくるのではないかと考えている。</p>
小田委員	<p>人生の楽しみや文化レベルを上げるという意味で、読書は大事だと思う。これから高齢化も進む中、バリアフリーの問題は離せない問題だと思うし、特に地方の方がより厳しいのではないかと思います。ぜひ充実させていただきたい。</p>
教育長 各委員 教育長	<p>付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。</p>

【付議第2号 高知県教育職員免許状再授与審査会規則議案

(教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

教育長	現状においても、懲戒免職になると免許状は取上げられるということでよいか。
事務局	そうである。
教育長	3年経過して申請があった場合は、再授与をしているのか。
事務局	そうである。5ページの右にあるとおり、免許法に定める形式的な要件の学位や単位を満たせば、再授与しなければならないという仕組みになっている。
教育長	今回は、児童生徒性暴力で懲戒免職になった場合には、それを授与するのが適当かどうかについて、この審査会で諮るということか。
事務局	審査会の意見を聴いた上で、都道府県教育委員会で決定することになるため、あくまで意見という形にはなる。
教育長	最終的には県教育委員会の判断ということか。
事務局	そうである。
教育長	資料に記載のとおり、懲戒免職等となった教員が教壇に戻ってくるという事態があってはならないということが基本原則になる。
事務局	そうなってくる。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【質疑等なし】
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 令和7年秋の叙勲（教育功労）候補者推薦議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第1号から第4号

原案どおり議決